

1 . 歴史的に見た憲法の成立史 ~ 権利章典まで ~

・そもそも憲法とは何か

非常に大まかに定義すれば、憲法とは、国家の統治機構の構成を記すとともに、統治の基本原則や人権保証などを規定した法である。(例えば、日本国憲法において前者にあたるのは「国会・内閣・裁判所」の項目である 4 章から 6 章であり、後者には基本的人権を規定した 3 章があたる。)

歴史的には、憲法は国家の組織に関する規定や政府の権限の限界を規定したものから、次第に国民の人権の保障をも含む内容へと拡大・変化してきたといえる。根本的には、国家権力の暴走を防ぐため、国民の権利を保障することが目的であるといえる。

・歴史的な憲法の流れ (1)

憲法は、上述の通り国家権力による専制から国民を保護するために作られてきた。この流れの端緒は、おもにイギリスの立憲君主制の成立過程において見いだすことが出来る。

以下、イギリスにおける憲法成立史を、マグナ・カルタから権利章典まで、順に解説していく。

憲法の原点であるとされるのは、1215 年に制定されたマグナ・カルタ (大憲章)である。マグナ・カルタは、当時の英国王ジョンに対し、議会を構成した貴族が国王の勝手な課税などの専制を禁ずるために王との間で交した合意文章である。内容としては、「王の決定だけでは戦争協力金などの名目で税金を集めることができない (第 12 条) ロンドンほかの自由市は、交易の自由を持ち、関税を自ら決められる (第 13 条) 国王が議会を召集しなければならない場合の規定 (第 14 条) 自由なイングランド民は、国法か裁判によらなければ、自由や生命、財産をおかされない (第 38 条)」などである。

上記内容の通り、マグナ・カルタは国権 (とくに国王の権力) の限界を規定し、国民の権利 (身体的・経済的自由権) を保護する目的で明文化された最初の文章とされ、すべての憲法の原点とされる。この内容は、現行のイギリス憲法の一部を構成し、さらに後述する市民革命 (清教徒革命) の理念となり、またアメリカ合衆国独立時の理念として用いられている。

・歴史的な憲法の流れ (2)

マグナ・カルタ以後、イギリスでは国王といえども議会と法のコントロール下におかれる立憲君主制の政治が行われてきた。しかし、17 世紀に入ると国王ジェームズ 1 世は議会や法を無視した専制的な政治を行い、次王チャールズ 1 世も同様の統治を行った。この王の圧制に対して、議会側からマグナ・カルタ以後のイギリスの法を認め (遵守し) これらに反する課税や人身の束縛を行わないよう要請が行われた。具体的には、「議会の同意無しに贈与・公債・献上金・租税などの金銭的負担を強要されないこと、また自由人は理由を示されずに逮捕・投獄をされないこと」などの内容である。この議会側の要求が権利請願 (1628 年) である。

内容としては、マグナ・カルタを踏襲していることから分かるように、この請願は、イギリスにおける憲法の発展を説き、その内容を遵守するよう国王に要請したものであった。だが、この内容はチャールズ 1 世には容れられず、王は議会を停止し、側近を重用し専制政治を断行するという結果をみた。

・歴史的な憲法の流れ（3）

チャールズ 1 世の議会・法を無視する政治は、議会や市民の不満を誘発し、14 年後に清教徒革命の発生をみることとなる。革命により王は処刑され、イギリスは一時共和制に移行する（のち、1660 年に王政復古）。この後の権利章典の確定まで、憲法成立への流れは、イギリスにおいて市民革命の系譜と不可分の関係にあるといえる。

王政復古後即位したチャールズ 2 世は、実質的には先王と同じく議会政治を軽視する統治を行った。弟のジェームズ 2 世の即位後、国王は急速に議会や市民の支持を失い、ここに二度目の市民革命が発生した。これが名誉革命（1688 年）である。

名誉革命後、イギリスの新王はウィリアム 3 世となった。議会は、国王といえども否定できない英国国民が古来より相続してきた諸権利を確認し、英国議会および英国国民の享受できる権利と自由を定めるため、「権利の宣言」を行った。内容としては、マグナ・カルタおよび権利請願の内容を認めることを要求するものであった。

これをウィリアム 3 世が受け入れ、翌年法典として明文化したものが**権利章典（Bill of Rights・1689 年）**である。内容は、「議会の同意を経ない法律の適用免除・執行停止の禁止、議会の同意なき課税、平時の常備軍の禁止、議会選挙の自由、議会内の発言の自由、国民の請願権の保障、国王の議会召集の義務、国民の請願権、議会における議員の免責特権、人身の自由に関する諸規定」など、以前の法を踏まえつつ、より細かい人権保障の規定をしたものとなっている。

・権利章典の歴史的意義

権利の章典は、王の専制を排除する近代的な議会制民主主義を確立した法として、現在まで各種憲法の原点となっている。この国王は「君臨すれども統治せず」という原則は、君主が政治的権力をもたない立憲君主制を確立したという意味で、画期的なものであるとともに、この理念は現在の日本国憲法の象徴天皇制にも受け継がれている。

また、立憲君主制を採用している国のみならず、この後の各国における市民革命や憲法制定の流れにおいて、そのベースには常に権利章典で保障された国民の自由権が踏襲されているといえる（別紙参照）。

（参考）日本国憲法第 97 条の意味

前述の通り、日本国憲法の理念は、権利章典をその源流だと言うことができるのである。このことに言及した部分が憲法 97 条であり、条文は、次のようになっている。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

ここで言及されている「人類の多年にわたる自由獲得の努力」とは、マグナ・カルタや権利章典にみられる、国民が統治者を抑え、自由権を獲得するに至った系譜のことである。この 97 条は、日本国憲法がそのような過去の権利保障をめぐる契約を原則とし、そのもとに立脚していることを宣言するものであり、ゆえに、日本国憲法は歴史的な憲法制定の流れの中に位置していると考えられるのである。